

## 令和 2 年第 6 回野洲市議会定例会提出案件

### 1 補正予算 10 件

#### □議第 150 号 令和 2 年度野洲市一般会計補正予算（第 14 号）

##### ①予算額

- ・補正前予算額 28,875,233 千円
- ・補正額 443,116 千円
- ・補正後予算額 29,318,349 千円

##### ②補正の概要

###### 【歳入】

- ・障害者自立支援費負担金の対象事業である介護給付費等の増額に伴う国庫負担金（80,095 千円）及び県負担金（40,047 千円）の増額
- ・障害児施設給付費等負担金の対象事業である障害児通所給付費等の増額に伴う国庫負担金（4,197 千円）及び県負担金（2,098 千円）の増額
- ・児童福祉施設等に係る新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金の増額（7,000 千円）

###### 【歳出】

- ・障がい者に対する介護給付費及び訓練等給付費の支出見込みに伴う給付費の増額（160,190 千円）
- ・放課後等デイサービス事業等の支出見込みに伴う障がい児給付費の増額（8,394 千円）
- ・住宅確保給付金制度の支給要件等の緩和に伴い申請者が増加していることによる給付金の増額（3,600 千円）
- ・児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等の計上（7,000 千円）
- ・湖南広域行政組合（消防事業）負担金の増額（43,616 千円）
- ・感染症対策に伴うスクールサポートスタッフの配置及び夏休み等の短縮による総勤務時間の増加等による会計年度任用職員報酬の増額（17,286 千円）

##### ③債務負担行為

- ・甲賀踏切拡幅整備事業について西日本旅客鉄道株式会社との協議により債務負担を変更当初（期間：令和 2 年度から令和 3 年度まで 限度額 220,000 千円）  
変更案（期間：令和 2 年度から令和 4 年度まで 限度額 255,000 千円）

#### □議第 151 号 令和 2 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

##### ①予算額

- ・補正前予算額 4,990,181 千円
- ・補正額 30,017 千円

- ・補正後予算額 5,020,198千円

## ②補正の概要

### 【歳入】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対する令和2年度保険料の減免相当額の減額（△32,642千円）
- ・減免措置に伴う災害臨時特例補助金の計上（19,585千円）
- ・一般被保険者高額療養費給付金の増額見込みに伴う県支出金の増額（30,000千円）
- ・減免措置に伴う特別調整交付金の計上（13,057千円）

### 【歳出】

- ・一般被保険者高額療養費の支出見込みに伴う給付金の増額（30,000千円）

## □議第152号 令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

### ①予算額

- ・補正前予算額 662,052千円
- ・補正額 1,325千円
- ・補正後予算額 663,377千円

### ②補正の概要

#### 【歳入】

- ・税制改正によるシステム改修に係る国庫補助金の計上（825千円）

#### 【歳出】

- ・税制改正によるシステム改修費用の計上（825千円）

## □議第153号 令和2年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

### ①予算額

- ・補正前予算額 4,366,899千円
- ・補正額 4,219千円
- ・補正後予算額 4,371,118千円

### ②補正の概要

#### 【歳入】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対する令和2年度保険料の減免相当額の減額（△632千円）
- ・減免措置に伴う特別調整交付金の計上（280千円）
- ・減免措置に伴う介護保険災害等臨時特例補助金の計上（420千円）
- ・介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修に係る補助金の計上（1,699千円）

#### 【歳出】

- ・介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修費の計上（3,399千円）

□議第 154 号 令和 2 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 2 号）

①予算額

- ・補正前予算額 28,454 千円
- ・補正額 608 千円
- ・補正後予算額 29,062 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・合葬墓記名板申込者増に伴う使用料の増額（600 千円）

【歳出】

- ・事務費及び記名板作成委託料の増額（257 千円）
- ・墓地公園整備管理基金へ積立て（351 千円）

□議第 155 号 令和 2 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第 2 号）

①予算額

- ・補正前予算額 29,287 千円
- ・補正額 △12,075 千円
- ・補正後予算額 17,212 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・事業費の減額に伴う負担金（△3,935 千円）、県補助金（△6,420 千円）及び一般会計繰入金（△1,720 千円）の減額

【歳出】

- ・野洲川土地改良区委託業務内容の変更に伴う委託料の減額（△11,788 千円）

③債務負担行為

- ・石部頭首工の水管理システム演算処理装置の異常発生による設備更新に係る債務負担行為の追加

（期間：令和 2 年度から令和 3 年度まで 限度額：24,000 千円）

□議第 156 号 令和 2 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 750,387 千円
- ・補正額 △6,087 千円
- ・補正後予算額 744,300 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・利率減に伴う借換債の減額（△6,200 千円）

【歳出】

- ・借換債利子確定に伴う不用額の減額（△6,087 千円）

□議第 157 号 令和 2 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 1 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔支出〕

- ・現計予算額 998,538 千円
- ・補正予算額 2,825 千円
- ・補正後予算額 1,001,363 千円

【資本的収入及び支出】

〔支出〕

- ・現計予算額 1,071,782 千円
- ・補正予算額 △2,825 千円
- ・補正後予算額 1,068,957 千円

②補正の概要

※給水車リース料を資本的支出から収益的支出に変更

【収益的支出】

- ・給水車リース料の増額（2,825 千円）

【資本的支出】

- ・給水車リース料の減額（△2,825 千円）

□議第 158 号 令和 2 年度野洲市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔支出〕

- ・現計予算額 1,758,613 千円
- ・補正予算額 442 千円
- ・補正後予算額 1,759,055 千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 397,440 千円
- ・補正予算額 2,891 千円
- ・補正後予算額 400,331 千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・真空ステーション水道代の増額（17 千円）
- ・下水道受益者負担金前納報奨金の増額（425 千円）

【資本的収入】

- ・三上工業団地整備に伴う下水道受益者負担金の増額（2,891 千円）

## □議第 159 号 令和 2 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）

### ①予算額

#### 【収益的収入及び支出】

〔収入〕〔支出〕それぞれ

- ・現計予算額 3, 0 5 4, 0 0 0 千円
- ・補正予算額 3 7, 0 0 0 千円
- ・補正後予算額 3, 0 9 1, 0 0 0 千円

### ②補正の概要

#### 【収益的収入】

- ・新型コロナウイルスに対応する医療従事者への慰労金の計上（17,000 千円）
- ・院内での感染防止に必要となる物品購入や体制整備等に伴う県補助金の増額（19,788 千円）
- ・職員のインフルエンザ予防接種に係る助成金の増額（212 千円）

#### 【収益的支出】

- ・新型コロナウイルスに対応する医療従事者への慰労金の計上（17,000 千円）
- ・病院施設の老朽化に伴う修繕費の増額（17,000 千円）
- ・看護師、医療技術職等に対して貸与する被服費の増額（11,000 千円）

## **2 条例制定・改廃 7 件**

### □議第 160 号 野洲市森林環境整備促進基金条例

平成 31 年 3 月に成立した森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律において、森林環境譲与税の総額を森林整備に関する施策並びに人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされたことから、後年度における事業に要する費用に充てることができるよう基金を設置し、当該年度の事業に充てきれない譲与税を基金に繰り入れる。

#### ※今後予定される譲与税見込み額

令和 2 年、3 年度見込み額 各 4,500 千円

令和 4 年、5 年度見込み額 各 5,900 千円

令和 6 年度以降見込み額 各 7,200 千円

（令和元年度実績 2,160 千円）

施行日 公布の日

### □議第 161 号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告を受け、政府が国家公務員のうち、特別職の給与改定について、一般職の国家公務員の給与改定に準じた法改正を行う予定であり、本市議会議員、市長等の期末手当についても同様の改定を行うため、所要の改正を行う。

○野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

**【第1条】**

- ・期末手当の引き下げ（令和2年度） 1.70月→1.65月（12月）

**【第2条】**

- ・期末手当の期別間調整（令和3年度） 1.65月→1.675月（6月）  
1.65月→1.675月（12月）

○野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

**【第3条】**

- ・期末手当の引き下げ（令和2年度） 1.70月→1.65月（12月）

**【第4条】**

- ・期末手当の期別間調整（令和3年度） 1.65月→1.675月（6月）  
1.65月→1.675月（12月）

施行日 公布の日（ただし、第2条及び第4条は、令和3年4月1日）

**□議第162号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

人事院勧告に基づき、国家公務員の期末手当が改定される見込みであることを受け、本市職員の期末手当について、勧告に準じた所要の改正を行う。

○野洲市職員の給与に関する条例の一部改正

**【第1条】**

- ・第21条 期末手当の引き下げ  
正規職員：12月 1.3月 → 1.25月（12月支給差額分 △0.05月）  
再任用職員：改定なし

**【第2条】**

- ・第21条 期末手当の期別間調整  
正規職員：6月 1.25月 → 1.275月 12月 1.25月 → 1.275月  
再任用職員：改定なし

○野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

- ・付則第2項、付則第3項 野洲市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う対応

施行日 公布の日（ただし、第2条及び付則第3項は、令和3年4月1日）

**□議第163号 野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例**

令和3年度から適用する都市計画税について、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活や事業運営への深刻な影響に鑑み、令和3年度分を課さないとするため、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

## □議第 164 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 9 月 4 日に公布されたことにより、所要の改正を行う。

- ・第 23 条 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を 43 万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加える

施行日 令和 3 年 1 月 1 日

## □議第 165 号 野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことにより、所要の改正を行う。

○野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部改正

### 【第 1 条】

- ・付則第 3 項 法律改正にあわせて改正（法附則第 3 条の 2）  
租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定を整備

○野洲市介護保険条例の一部改正

### 【第 2 条】

- ・第 13 条第 1 項の 6 法律改正にあわせて改正（法附則第 34 条第 4 項）  
低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う規定の整備
- ・付則第 6 項 法律改正にあわせて改正（法附則第 3 条の 2）  
租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定を整備

○野洲市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

### 【第 3 条】

- ・第 2 条 法律改正にあわせて改正（法附則第 3 条の 2）  
租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定を整備

施行日 令和 3 年 1 月 1 日

## □議第 166 号 野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

当該条例の根拠となる指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたため、所要の改正を行う。

- ・第 6 条 主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする

- ・付則第2項、第3項 令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が引き続き管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予とする  
(改正前は、令和3年3月31日までの経過措置)

施行日 令和3年4月1日